

議事要旨(5) IASB公開草案「保険契約」の対応について

冒頭、野村常勤委員（担当委員）より、今回が、IASBの公開草案「保険契約」（以下ED）に対するコメント（2010年11月30日期限）について議論する最後の委員会である旨説明され、駿馬専門研究員より、審議事項（5）に基づいて前回指摘のあった箇所に対する対応及び変更点を中心に説明が行われた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明等は次のようなものであった。

- あるオブザーバーから、無配当契約も対応する資産を分別管理していれば、資産の期待収益率を保険負債の測定に使っても良いのではないかとのコメントがあった。これに対し事務局からは、資産の運用収益が負債の払出しに反映されるという趣旨でのコメントであれば、それはユニット・リンク契約の扱いとなり、EDでも別の方法で処理されることになると認識しているが、ここでの無配当契約は日本では一般勘定に入るような一般的な契約と理解しており、それを前提として検討している旨の説明がなされた。
- あるオブザーバーから、リスク調整の算定技法の検討をアクチュアリー団体や規制当局に任せるという事務局案は基準設定主体として責任放棄ではないか、各団体が個別に決めると比較可能性の問題も生じるので、会計基準の中で決めるべきではないか、とのコメントがあった。また、別の委員から、任せるとした趣旨は理解できるが、敢えて触れる必要があるのか疑問であり、仮に言及する場合も「会計基準の指針ではない」等とすべきではないか、とのコメントがあった。これに対し事務局からは、IASBが一定のガイダンスを作ることは良いだろうが、限られた知識に基づいて詳細まで決めることは疑問であり、現実的には実務に任せると考えるが、EDの質問は3つの技法の限定に同意するかどうかということなので、ご意見を踏まえ文案の削除を検討する旨の説明がなされた。
- あるオブザーバーから、新契約費に関する事務局案について、「同じコスト水準だが異なるチャネルを使う販売体制」ということはあり得ないのではないかと、さらに、「成約した契約に直接関連する部分」という表現は歩合給そのものに見える、とのコメントがあった。これに対し事務局からは、前者の表現はEDから引用したもののだが、具体的には生命保険会社の営業職員の給与等が考えられ、歩合給ベースの会社と固定給ベースの会社で結果として総額のコストは同程度となった場合でも、歩合給は全額契約キャッシュ・フローとして扱われ、固定給は全額費用処理というのは差がつき過ぎると

いう趣旨であるとの説明がなされた。さらに、後者の表現は 10 月に FASB が公表した繰延新契約費の取扱いを明確化するための基準で使われているものであり、非増分費用を時間比例で成約契約と不成約契約に割り振る考え方である旨の説明がなされた。

- あるオブザーバーから、金融保証契約に関する事務局案について、保険会社かどうかで ED の適用を判断するという文案となっているが、ED は保険会社ではなく保険契約に対する規定であり表現を修正すべきではないか、とのコメントがあった。これに対し事務局からは、理屈では保険契約の定義から反対しない限り ED 提案のとおり金融保証契約は保険契約として扱うこととなるが、それでは現実的に問題があり、保険会社かどうかという視点以外、例えば契約の性質で区別しようとする、保険会社が取り扱う信用保険が ED の対象に入るかどうかの線引きが必要となり、さらに難しい議論となるため、理屈としてクリアではないことは承知の上での事務局案である旨の説明がなされた。
- 最後に、野村常勤委員（担当委員）より、議論を踏まえ文案の一部削除を検討のうえ、IASB に対してコメントの提出を行う旨の発言がなされた。

以 上